

2024
12月
No.608

か り や



か

り

や



刈谷市総合文化センター「雪だるまサンタ」

写真提供：渡部 修氏

も く じ

優良事業所見学会が開催される	1
労災保険実務講習会が開催される	3
2024年度 第2回理事会が開催される	4
愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定	4
愛知県特定最低賃金(2業種)改正～令和6年12月16日発効～	4
12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です	5
愛知労働局管内死亡災害発生状況	6
愛知県の全産業死亡災害	6
労働者死傷病報告書受付状況	7

第56回社会保険労務士試験の合格者が発表される	7
監督署だより	8
各種報告書の電子申請が義務化されますー令和7年1月1日からー	9
各種健康診断結果報告書等の提出は、お早めをお願いします	10
衣浦東部保健所コーナー	11
社会保険労務士が答える企業の労務管理	12
会員だより	13
お知らせ	14

優良事業所見学会が開催される

刈谷労働基準協会

去る、11月6日(水)に、今年度の優良事業所見学会として、参加者25名で静岡県にあるヤマハ㈱を訪問し、本社イノベーションセンターと豊岡工場を見学しました。

ヤマハ㈱は1887年に山葉寅楠がオルガン製作に成功したのをきっかけに、1897年に日本楽器製作所を設立し、現在に至っています。



会社説明を聞く参加者

イノベーションセンターでは、130年以上に渡るヤマハの製品・サービスの進化が展示されており、近年の音源・音響処理デジタル技術、素材加工技術、エレクトロニクス技術などの発展に目を惹かれます。

そのあと豊岡工場で、管楽器の生産工程を見学しました。

素材（真鍮など）の管が曲げられたり、あるいは絞られて、朝顔（先端の広がっているところ）になる工程では、肉厚の均一性などが求められる、溶接や磨きの工程では、熱変形に影響されない寸法精度やキズひとつないピカピカな外観

が求められ、キー（指で押さえる部分）などの細かい部品の組付け工程を経た検査工程では、検査員が自分で吹きながら音色の調整をするなど、従業員一人一人が巧であり、一人一人が演奏者であるという社風が感じられました。

こうした、クラフトマンの技術技能が、世代を超えて機械へ伝承された工程と人へ伝承された工程の両方に受け継がれており、今日の世界トップクラスの品質を支えてきたのだと思います。

また、安全に対しても、二重三重の配慮がしっかりなされていて、「安全をすべてに優先する」考え方を学ぶことができ、大変有意義な見学会となりました。



イノベーションセンターでの集合写真

優良事業所見学会が開催される

碧南支部



説明を行う近藤社長

碧南支部(杉浦敏夫支部長:スギ製菓(株)代表取締役社長)は10月10日、11日(木・金)に令和6年度優良事業所見学会を開催し11名が参加した。本年度は会宝産業株式会社(石川県金沢市/代表取締役社長 近藤高行氏)を見学した。

同社は1969年に先代(近藤典彦氏)が創業。自動車リサイクル業を通じて資源の再利用、再資源化を促し、循環型社会の実現に向けて活動を行っている。

2015年に現社長が事業を承継したが、先代のように強力なリーダーシップによって会社を発展させるようなことは出来ないと考え、その代わりに高い数値目標を掲げ、社員にも徹底して数字を上げることを求めました。しかし就任2年目において、20数年ぶりの赤字を出してしまいました。現社長が悩み苦しんだ末に行きついたのは先代からの教えである「タライの法則」と「地獄の箸、極楽の箸」という話でした。これらは相手をまず幸せにすることによって自分も幸せになっていくという利他の心得です。その教えを指針にすることで、社員には数字を上げろという代わりにお客様に喜んでいただいていますかと尋ねるようにしました。社員を大切にし、お客様を大切にしたら結果、翌年の決算はV字回復となりました。同社が社員を大切にしている取り組みのひとつに下記のような元気手当という制度があります。

また同社では、SDGsの観点では12番目の目標である「つくる責任、つかう責任」に「あとしまつの責任」を加え、環境配慮に努めて今後も持続的な発展を目指しています。

会宝産業株式会社の「元気手当」				
目的：健康維持の推進であり自己管理の報酬				
定期健康診断結果に基づき手当を支給している				
ランク	元気手当	※マーク	BMI	病欠/年
超健康	36,000円	0個	18.5～22.5	0日
健康	24,000円	1個	18.5～24.9	0日
ほぼ健康	18,000円	2個	18.5～24.9	～1日
まあまあ健康	12,000円	3～6個	17.5～25.9	～3日



労災保険実務講習会が開催される

刈谷労働基準協会

去る、11月1日(金)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労災保険実務講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて開催しました。

初めに、(株)DAPACの岡田部会長から挨拶があり、続いて刈谷労働基準監督署の佐野署長からは、労災保険制度の根拠と適正運営について、



刈谷労働基準監督署 佐野署長

次に労働者死傷病報告の提出義務と令和7年1月1日からの電子申請義務化について、また、労災事案の状況として令和5年度の脳・心臓疾患と精神疾患のいずれも増加傾向にあることの説明があり、過労死等を防止するために企業が取り組むべきことについてのお話がありました。



岡田部会長



労災課 榎原課長

講習会では、労災課榎原課長から「労災認定の実例について」と題して、業務災害における業務遂行性の3つのパターン（会社で工作中、会社で休憩中、会社の外で工作中）と、業務起因性の2つの因果関係（業務×災害、災害×傷病）などを説明したのち、事例の紹介をされました。事例では、業務遂行性の3つのパターン（会社で工作中、会社で休憩中、会社の外で工作中）別に、それぞれについて業務起因性を解説されました。全部で13事例あり、いずれもわかり易い内容となっています。

つづいて、特定社会保険労務士の松下操氏から「従業員を精神疾患から守る企業の対応策」と題した講話を行いました。精神障害による労災請求件数が近年著しく増加している理由として、被害に遭われた人が行動を起こしやすくなった社会環境の変化や、評価基準となる「心理的負荷評価表」の改正があるのではないかとし、心理的負荷強度が「強」「中」「弱」となる要件について、「特別な出来事」との関係について解説したのち、予防方法としての4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインケア、事業用内産業保険スタッフ等のケア、業場外資源のケア）を説明されました。



特定社会保険労務士 松下操氏

講話の最後に活用できる情報・ツールについて紹介されました。

会場には、71名の関係者が熱心に聴講され、労災補償請求に対する理解や精神疾患予防について、参考にすることができました。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要な方は協会までご連絡下さい。

2024年度 第2回理事会が開催される

2024年10月24日(木)に理事23名出席のもと刈谷労働基準監督署 佐野署長をお迎えして、シャインズ3階ホールにて2024年度第2回理事会を開催しました。

新家会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議、報告が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。理事会終了後、佐野署長より刈谷労働基準監督署管内の労働災害の発生状況と最近の労働基準行政の動向について次のように説明されました。

今年度9月末の死傷病報告書受付状況は、刈谷署管内は死亡者数ゼロ、死傷者数404名（前年362名）、愛知県は死亡者数20名、死傷者数5472名となっています。

労働基準行政の動向としては、愛知県の最低賃金の改定（1,077円、10月1日～）、業務改善助成金の案内、過労死等防止関連施策の紹介、長時間勤務が疑われる事業場に対する監督指導結果などについて話されました。

審議事項

- 議案1. 2023年9月末までの事業報告（下期事業予定含む）ならびに収支決算報告について
議案2. 入会事業所の承認について

愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和6年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金（2業種）の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。（令和6年12月16日効力発生予定）

- ・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額（時間額）1,111円
- ・輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額（時間額）1,081円



左側 中山会長 右側 小林局長

愛知県特定最低賃金（2業種）改正 ～令和6年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から2業種の特定最低賃金額が改正されます。

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署としていただきますようお願いいたします。

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,111円
輸送用機械器具製造業	1,081円

発効日
令和6年12月16日

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、厚生労働省主催「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。是非、ご覧ください。

■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」
(厚生労働省主催)

【開催概要】

- ・開催日：令和6年12月10日(火)13:30～15:15
(13:00 オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料

【内容】

- ・基調講演「カスタマーハラスメント対策の現状について」
講師：原 昌登 教授（成蹊大学法学部）
- ・パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※本シンポジウムに関するご質問・お問い合わせは上記ホームページからお願いいたします。

■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■お問合せ

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 052 (857) 0312



企業の労働110番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず052-961-7110までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金8:30～17:30(祝日等は除く)
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行う労働の専門家です

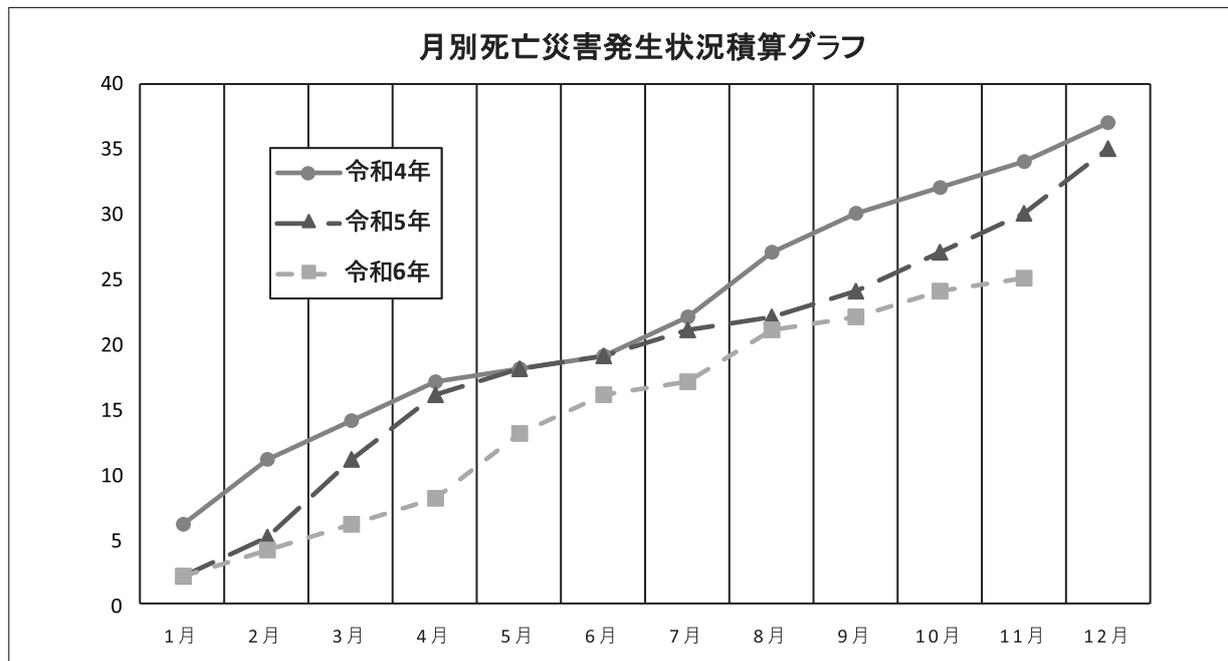


愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年11月11日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製 造	造 業	5（1）	7	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	3
	金 属 製 品	1		
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2（1）		
	そ の 他	2	4	5
建 設	業	7（2）	3（1）	6（1）
	土 木 工 事 業			
	建 築 工 事 業	4	3（1）	6（1）
	そ の 他	3（2）		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2	7（1）	10（3）
商 業	業	7（6）	3（1）	4（2）
	卸 売 業		2	2
	小 売 業	6（5）	1（1）	2（2）
	そ の 他	1（1）		
清 掃 ・ と 畜 業		1	4	4
上 記 以 外 の 事 業		3（1）	2（1）	3（1）
合 計		25（10）	26（4）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年11月8日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起 因 物	災 害 状 況
R6.10.15. 10:25	港湾運送業	9名以下	はい 作業員	70代	54年	激突	乗用車、バス、 バイク	被災者は、敷地内に中古車を並べて保管するため、運転及び所定位置に停車する作業を行っていたが、途中で降車し、助手席ドア付近で別作業を行っていたところ、同僚労働者の運転する車両に衝突されて死亡したものの。
R6.11.7. 10:00	その他の 建設業	9名以下	作業員	40代		交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	道路工事の準備作業を行っていた作業員が車にはねられたもの。その後、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年10月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	19		166		150		+16		建 設 業 計	1		33		27		+6	
食 料 品	5		37		36		+1		土 木			5		8		-3	
織 維			2		4		-2		建 築	1		16		11		+5	
木材・木製品			1		1				そ の 他			12		8		+4	
製紙・印刷			2		2				交通・運輸業	2		42		41		+1	
化 学	1		13		7		+6		陸上貨物業			6		4		+2	
窯業・土石	1		8		4		+4		港湾荷役業			1				+1	
鉄鋼・非鉄	2		11		8		+3		商 業	4		46		47		-1	
金属製品	3		30		33		-3		接客・娯楽業	4		23		24		-1	
一般機械	1		16		7		+9		清 掃 業	1		16		17		-1	
電気機械			1		2		-1										
輸送用機械	4		36		37		-1		そ の 他	13		115		120		-5	
その他製造	2		9		9				合 計	44		448		430		+18	

※本統計は令和6年10月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

第56回社会保険労務士試験の合格者が発表される

第56回社会保険労務士試験が、去る8月25日(日)に全国19都道府県の会場で実施され、その結果を厚生労働省ホームページ及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトで公表しました。

刈谷労働監督署管内からは、下記の方が合格しました。

【合格者氏名】 奥村 浩様

【合格者コメント】

この業界に知見も人脈も無かった私はアウェイ感満載で講座を始めましたが、先生方には温かい励ましと熱意あふれる講義で導いていただきました。学ぶことの楽しさを感じながら、眼前に立ちほだかる試験を何とかクリアできました。心から感謝申し上げます。

結果概要

- (1) 受験者数 43,174人（前年 42,741人、対前年 1.0%増）
うち科目免除者 806人（うち公務員特例の免除者 356人）
- (2) 合格者数 2,974人（前年 2,720人）
うち科目免除者 69人（うち公務員特例の免除者 42人）
- (3) 合格率 6.9%（前年 6.4%）
- (4) 合格者構成別内訳
年齢別 20歳以下（11.8%）、30歳代（32.5%）、40歳代（28.9%）、50歳代（19.2%）、60歳以上（7.6%）
男女別 男性（61.1%）、女性（38.9%）

なお、令和6年8月31日現在、社会保険労務士登録者数は、45,686人です。

会社へ申告した通勤経路や方法と異なるが通勤災害か

刈谷労働基準監督署

【災害発生事実の概要】

通常、公共の交通機関（バスと電車）で通勤している労働者が、自家用車により出勤途中に交通事故によりけがをいたしました。

出勤途中の事故なので、通勤災害の手続きをしようとしたのですが、通勤届が、公共交通機関による申告のため定期券代の通勤手当を支給しており、会社へ提出されていた通勤方法と異なっていました。

確認したところ、たまたま、その日はバスに乗り遅れたため、通勤方法を変えたそうです。

今回の場合、「通勤災害」として認められるでしょうか？

【認定のポイント】

自家用車で通勤したことが、「合理的な経路及び方法」であったかどうか。

【結 論】

今回の事故は、通勤行為に逸脱・中断行為がなければ、「通勤災害」として認められます。

【解 説】

今回の場合、バスに乗り遅れ、次のバスでは電車に乗り遅れ遅刻してしまう場合に、一般的に自家用車で出勤することが、「合理的な経路及び方法」と考えられるか否かが判断のポイントになります。

労災保険法において、「通勤」とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法に往復することをいい、業務の性質を有するものを除くもの」とされています。

まず、「合理的な経路」についてですが、労働者が通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あったとしても、それらの経路はいずれも「合理的な経路」となります。

したがって、会社に届け出ている経路が「合理的な経路」に該当することはもちろんですが、通常これに代替することが考えられる経路はいずれも「合理的な経路」となります。

しかし、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路をとる場合には、「合理的な経路」と認められないことは言うまでもありません。

つぎに、「合理的な方法」についてですが、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等をその本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常通勤に用いられる交通方法は、その労働者が普段用いているか否かにかかわらず、一般的に「合理的な方法」と認められます。

したがって、会社に届け出ている通勤方法と異なっているとしても、それにより「合理的な方法」であることを否定されるものではありません。

今回の事故については、途中で逸脱・中断行為がない場合、たとえ会社に届け出ている通勤経路及び方法と異なっていたとしても、「通勤災害」として認められるものと考えられます。

各種報告書の電子申請が義務化されます —令和7年1月1日から—

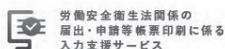
刈谷労働基準監督署

令和7年1月1日より、以下の報告の電子申請が義務化されます。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)

電子申請が義務化される報告

- 労働者死傷病報告（令和7年1月1日より一部、様式が改正されます。）
- 総括安全衛生管理者 / 安全管理者 / 衛生管理者 / 産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



本サービスについて サービス利用方法 よくあるご質問 お知らせ アンケート

労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)

- 厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行く届出の作成を支援します。
- 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報を e-Gov を介して直接電子申請することが可能です。
- 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。



厚生労働省ポータルサイト
入力支援サービス

各種健康診断結果報告書等の提出は、お早めをお願いします

刈谷労働基準監督署

各種健康診断結果報告書等の提出時期は、法令で下記のとおり定められています。未提出の場合には、お早めにご提出をお願いします。なお、いただいた報告をもとに全国統計を作成する必要から、年度内、可能であれば1～2月を目途に提出をお願いしておりますので、併せてご留意をお願いします。

報告名	法令上の報告時期等	報告方法等	
		電子申請	参照サイト
● 定期健康診断結果報告書	健康診断を行ったときは、遅滞なく報告	R7.1.1より 電子申請 義務化	 厚生労働省ポータルサイト 入力支援サービス
● 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書			
● 有機溶剤等健康診断結果報告書			
● じん肺健康管理実施状況報告	毎年12月31日現在の状況を翌年2月末日までに報告 (じん肺健康診断を行っていない年も提出が必要です。)	R7.1.1より 電子申請 義務化	 厚生労働省ポータルサイト 入力支援サービス
● 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	1年以内ごとに1回、定期に報告 (事業年度の終了後等、事業場ごとに提出時期を設定して差し支えありません。)		
● 特定化学物質健康診断結果報告書	健康診断を行ったときは、遅滞なく報告	—	 e-Gov 電子申請サイト  厚生労働省ホームページ 様式ダウンロード
● 鉛健康診断結果報告書			
● 四アルキル鉛健康診断結果報告書			
● 高気圧業務健康診断結果報告書			
● 電離放射線健康診断結果報告書			
● 除染等電離放射線健康診断結果報告書			
● 石綿健康診断結果報告書			
● 指導勸奨による特殊健康診断結果報告書	—	—	—

- 令和7年1月1日より、上表のとおり一部報告の電子申請が義務化されます。厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用の上、申請いただきますようお願いいたします。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)
- 電子申請が義務化されていない報告についても、「e-Gov 電子申請」サイトから電子申請を行うことができます。
- 書面による報告様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

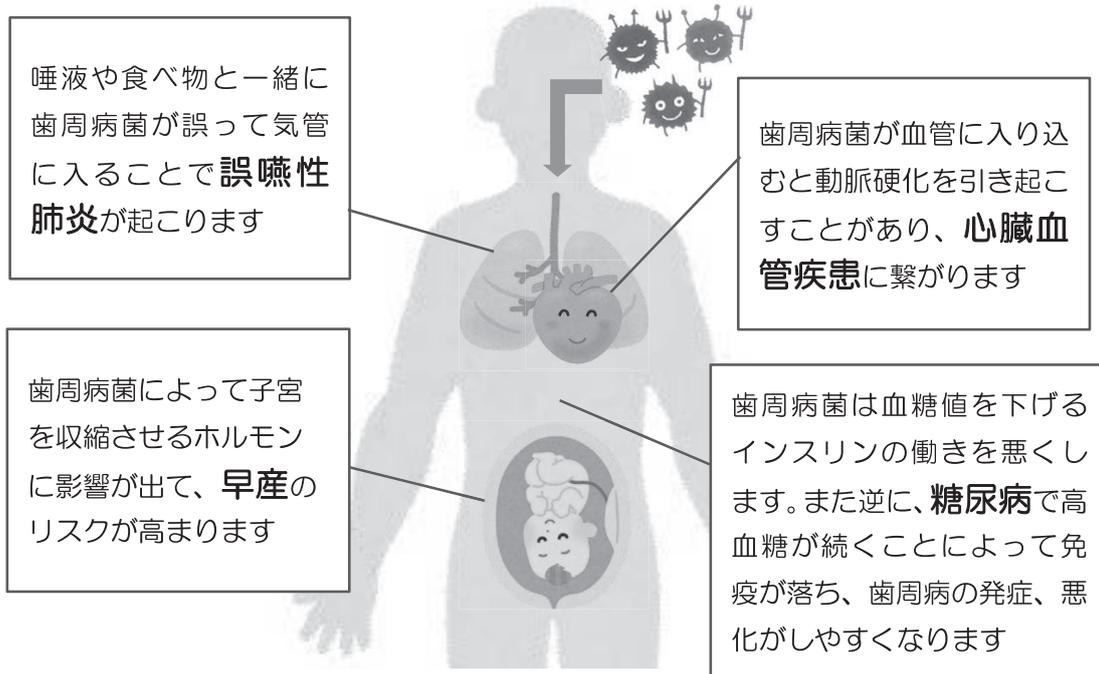


事業所にお勤めの皆さまへ

歯周病を予防して全身の健康を守りましょう！

歯周病はお口だけの問題じゃありません！

歯周病は口の中の歯周病菌により、歯ぐきと歯を支える骨が壊され、最終的に歯が抜けてしまう病気です。歯周病菌は口の中だけに留まらず、全身に運ばれ、大きな影響を与えます。



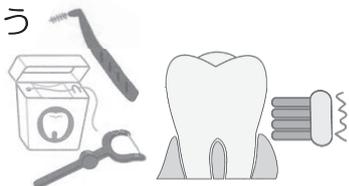
→その他**認知症**や**肥満**等も歯周病との関連の可能性が示されています。

☆かかりつけ歯科を持って定期健診を受診しましょう☆

歯周病は悪化するまでに自覚症状が少なく、気付いた時にはかなり進行していることがあります。初期のサインを見逃さない為に、歯科医院で定期的に口腔内のチェックを受けましょう。また、お住まいの市町村が実施する「**歯周病検診**」も是非ご利用ください！

セルフケアのポイント

- ①歯ブラシの毛先を使って歯と歯ぐきの境目を丁寧にみがく
- ②歯と歯のすきまは歯間ブラシ、フロスを使う



歯科医院では、セルフケアでは落とすきれない汚れ(歯石等)を除去できます。また、歯みがきの仕方、歯間ブラシの使い方の指導も受けられます。



＜問合せ先＞衣浦東部保健所 健康支援課
電話 0566-21-9338

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

棚橋美保



男女ともに活躍できる 企業を目指して

2016年4月、10年間の時限立法で施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」は、働く意思のある女性の個性と能力を發揮できる環境づくりを目的に、国・地方公共団体・民間企業などの責務を明らかにした法律です。民間企業においては、常時雇用労働者301人以上の企業の義務であった目標、活躍状況報告が、2019年5月改正法成立により、2022年4月から101人以上の企業に対象が拡大されました。対象企業におかれましては、既にご対応されているところが多いと思いますが、こ

でおさらいをしておきたいと思えます。

対象企業の多くが利用している厚生労働省のサイト「女性の活躍推進企業データベース」では、本法に基づき各企業が策定した一般事業主行動計画や女性活躍に関する数値情報を公開しています。その内容、また公表している項目数等により、客観的・具体的にその企業の女性活躍に対する姿勢を知ることが出来ます。サイトは、就活生、特に女子学生の企業研究の情報収集にも活用されています。さまざまな側面から、女性の活用・活躍への期待やメリットについて語られますが、経営者や企

業の根本的な考え方（真意）はそれぞれです。また、働く側にとっても、「女性に下駄を履かせよう」といった表現があるように、逆差別ではないかと否定的な意見や、女性活躍という言葉に誤って付いてまわる「女性なら

少による国の活力や成長の低迷に対し、担い手としての女性が期待をされています。企業は、人材活用のすそ野を広げ、多様な人材の能力を活かして人材不足へ対応することが課題となります。そういった取り組みをする

つては全く悪意のない（むしろ気遣い・気配りであると思っている）言動が、実は成長機会や能动性・やる気を失わせている「悪意なく差別」となっているといったことです。

ことにより企業活動も好循環となるといったことも言われます。

ただ一方、企業の成長は、あくまで取り組みの副次的産物であり、一企業であつたとしても、女性活躍の推進は、男女平等や差別の問題の一端として取り組むという視点を持つことも大切です。

女性活躍推進が必要とされる背景としては、労働力人口の減少があります。いわゆる働き手の減少

企業内の取り組みとしては、無意識のバイアスを認識し、男性に有利で女性に不利な制度や差別となつている文化がないかを確認することが大切です。その上で多面的な制度構築をすることにより、真に男女ともに活躍できる企業を目指しましょう。

（ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員・Office coe ur（オフィス・クール）代表・特定社会保険労務士）

イラスト・伊藤香澄



では、「女性らしい」という表現に、嫌悪感・違和感を覚えることもあります。

女性活躍推進が必要とされる背景としては、労働力人口の減少があります。いわゆる働き手の減少

会員だより

刈谷支部

《企業概要》

企業名：株式会社東陽
事業内容：機械・工具の販売
代表者：代表取締役社長 羽賀威一郎
創立：1955年
資本金：4億8,535万円
本社：愛知県刈谷市中山町3-38
会社HP：<https://www.toyo-tos.co.jp/>
従業員数：1,498名（連結）
857名（単体）



私たち東陽は、日本の製造業を支える機械・工具商社として、1955年に創業しました。自動車分野を中心に、製造現場に欠かせない工具や機械を提案・供給しています。国内では愛知県を中心に全国で展開し、海外でもその提案・供給を実現し、お客様の生産をサポートすべく、現在ではアジア、北中米、欧州と世界各地に拠点を拡大しています。

2025年1月に創業70周年を迎えます。これからもどうぞよろしく願いいたします。

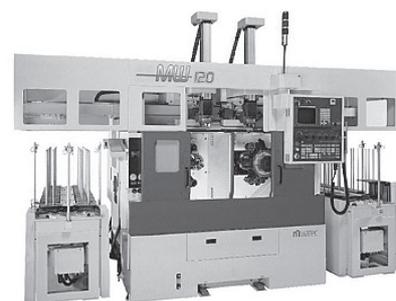
《工具販売事業》

切削工具、保全部品、FA機器からボルト類まで生産に欠かせないあらゆる商品を取り揃えています。これらの商品から長寿命化、効率化、省エネなど目的や条件に合わせ、お客様にとっての最適なお提案をいたします。



《機械販売事業》

世界トップクラスの機械メーカー各社様と幅広く取引しています。用途や条件に合う最適な産業機械・工作機械を提供します。ライン設置や周辺設備・機器まで含めたソリューション提案が可能です。



《海外事業》

世界各国に展開している拠点と連携し、各国をリアルタイムに繋ぐグローバルなサポートを実現します。弊社は、1988年のアメリカ進出を皮切りに、タイ、チェコとその活動の場を広げて参りました。現在では世界9カ国に拠点を構えるまでに至りました。



アメリカ本社
(インディアナ州)

《熱処理関連事業》

熱処理ラインの全てをワンストップで実現します。品質はもちろんのこと、CO₂削減などの環境面等についても幅広くご提案しております。

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
技能講習	31H フォークリフト	(学) 1月29日 (実) 2月1・2・8日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	プレス機械作業主任者	2月20・21日	あいち産業科学技術総合センター	13,090円	
	有機溶剤作業主任者	2月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		3月27・28日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	2月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		3月18・19日			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2月12・13・14日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円		
石綿作業主任者	2月20・21日	あいち産業科学技術総合センター	13,321円		
特別教育	自由研削砥石	2月4日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	機械研削砥石	(学) 2月5日 (実) 2月14日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	プレス機械の金型等の調整	(学) 3月11日 (実) 3月18日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	粉じん	2月17日	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気 (実技7H含む)	2月18・19日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		3月25・26日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	2月10日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	(学) 3月6・7日 (実) 3月19(満席)or 20日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円	38,280円
その他	建築物石綿含有建材調査者	2月25・26日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	3月28日	あいち産業科学技術総合センター	14,520円	17,820円
	安全衛生推進者	3月17・18日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	職長教育(製造業)	3月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
	フォークリフト運転業務従事者	2月17日	あいち産業科学技術総合センター	8,635円	11,935円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	12月	1月	2月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合講習会 労働法令	1. 労働実務基礎講習（半日）		10	9	4	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）		11		13	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）			15 29	12 26	全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）		9			無 料		名北労働基準協会他
労働問題 セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー		17			無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座		6		21	6,900	9,130	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育				7	7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育							
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術センター
社員 教育	1. 管理能力向上研修	 1~3				6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修							
	3. 人事考課者研修			16				
	4. ハラスメント防止研修			30	18			
	5. ハラスメント相談担当者研修		10		18			
	6. 採用担当者研修		5					

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	3月17日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
技能講習	ガス溶接	1月8日	1月11日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生教育センター 13,780円
	はい作業者	1月23・24日		ポ ー ラ ビ ル	12,895円
	乾燥設備	1月29・30日		ポ ー ラ ビ ル	13,450円
特別教育	石綿従事者	1月31日		ポ ー ラ ビ ル	会員 6,749円 非会員 8,249円
その他	局所排気装置 自主検査者	1月20・21日	1月22日 or 1月23日 or 1月24日	ポ ー ラ ビ ル	ポ ー ラ ビ ル 会員 58,500円 非会員 63,000円
	エックス線作業	1月21・22・ 23・24日		ポ ー ラ ビ ル	会員 30,000円 非会員 33,500円

協会冬休み

12月28日(土)～1月5日(日)まで休業いたします。

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

勞 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、大丈夫ですか？

床の安全対策は、

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
 名古屋五城エイジェンシーオフィス
 〒460-0008
 愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
 TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
 刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
 www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
 全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
 夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
 外国人労働者・技術者派遣事業
 特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
 Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、**【3日間】**を生き抜く準備をサポート

M **ミドリ安全株式会社**
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
（電話）〇五八六-一三三三七
定価一五〇円